

国土交通省業務継続計画

第 5 版

令和 6 年 1 2 月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次

第1章 総則	1
1. 業務継続計画の目的	1
2. 業務継続の基本方針	4
3. 業務継続マネジメントの推進体制	4
4. 想定被害と前提条件	4
第2章 首都直下地震発生時における対応	10
1. 緊急時の行動手順	10
2. 初動対応事項	13
3. 非常時優先業務の実施	16
3-1. 首都直下地震応急対策業務	16
3-2. 一般継続重要業務	24
4. 管理事務の実施	26
5. 業務継続計画の発動、復帰基準	30
6. 発災時の記録	30
第3章 業務継続への備え	31
1. 非常時優先業務及び管理事務の抽出	31
2. 関係機関との連携体制の確立	32
3. 執行体制	32
4. 執務環境の整備	34
4-1. 庁舎の耐震安全化等	34
4-2. 電力、ガス、上水道、通信・情報システム等の確保	34
4-3. 下水道被災を踏まえた対応	37
4-4. 物資等の確保	37
4-5. 廃棄物の処理	38
4-6. その他	38
第4章 代替庁舎	39
1. 代替庁舎の場所	39
2. 代替庁舎への移転（移転・復帰基準等）	39
3. 代替庁舎における執務環境の確保	40
第5章 継続的改善	41
1. 業務継続力の向上	41
2. 人事異動における引継ぎ	42

第 1 章 総則

1. 業務継続計画の目的

(1) 目的

国土交通省業務継続計画は、国土交通省が所管する事務に係る機能が停止又は低下する可能性のある首都直下地震発生時等においても、国土交通省防災業務計画に基づく防災対策業務を遅滞なく実施するとともに、業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務の継続性を確保することを目的に、必要な取り組みを定めるものである。

本計画は、東京 23 区内において、震度 6 強以上の地震が発生した場合、直ちに発動するものとする。

(2) 背景

平成 17 年 9 月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」においては、首都直下地震により、“膨大な人的・物的被害の発生”とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じるほか、海外への被害の波及が想定されることから、政治、行政、経済の枢要部分を担う“首都中枢機能の継続性確保”が不可欠とし、首都中枢機関は首都中枢機能の継続性確保のための計画を作成することとしている。

また、平成 18 年 4 月に策定した「首都直下地震応急対策活動要領」では、国土交通省の主な活動として、緊急輸送のため、道路・航路の応急復旧や障害物の除去等による交通の確保、運送事業者等に対する緊急輸送の要請、船舶、航空機を用いた緊急輸送、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）における緊急輸送活動の支援等の緊急輸送活動などが規定されている。

このように、国土交通省は道路、航空、港湾等のライフライン・インフラ施設の多くを所管するとともに、我が国の国民生活や経済活動に直接関わる分野を多く所管し、我が国の経済・社会活動の継続性確保を図る上で重大な責務を負っている。

同年 6 月に「国土交通省安全安心のためのソフト対策推進大綱」を策定し、この中で新たな領域に先進的に挑戦する取り組みの一つとして「事業継続計画への取り組み」を打ち出した。

このような背景から、平成 18 年 8 月、国土交通省防災会議において、「国土交通省防災業務計画」を次のように修正し、平成 19 年 6 月、他の府省庁に先んじて、「国土交通省業務継続計画 第 1 版」を策定した。

国土交通省防災業務計画（H18.8 修正）第 1 編総則、第 2 章防災対策の基本方針より
地震の発生時に国土交通省の所管する事務に係る機能が停止もしくは低下した場合に
おいても、防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす重要業務を
継続するための取り組みを推進するものとする。

平成 24 年 3 月 23 日、東日本大震災を踏まえ、首都中枢機能の継続性確保を図るため、府省庁局長クラスによる「首都直下地震対策局長級会議」が設置され、当面取り組むべき対策等が申し合わされた。

国土交通省では、このような政府全体の取り組み方針を踏まえた改定に加え、構成の明確化と対応の手順の整理を行い、「国土交通省業務継続計画 第 2 版」を策定した。

平成 25 年 12 月 19 日、中央防災会議の専門調査会である首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、首都直下地震に関する被害想定が見直され、公表された。

また、第 3 回首都直下地震対策局長級会議（平成 25 年 12 月 18 日）における議論を経て、業務継続に係る政府の方針や省庁横断的な事項等を定める政府業務継続計画（案）が公表された。さらに、平成 26 年 3 月 28 日の閣議において、首都直下地震対策特別措置法に基づき、政府業務継続計画（案）の内容を基本とした「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が決定された。

国土交通省においては、政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づく見直しを行い、「国土交通省業務継続計画 第 3 版」を策定した。

平成 28 年 4 月には、内閣府において、政府業務継続計画（首都直下地震対策）等を踏まえ、「中央省庁業務継続ガイドライン第 2 版」が策定され、平成 29 年 12 月には、大規模地震・津波災害が発生した際に各機関がとるべき行動内容を定めた「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」が中央防災会議幹事会で決定された。

国土交通省においては、中央省庁業務継続ガイドライン第 2 版や大規模地震・津波災害応急対策対処方針等に基づく見直しを行い、平成 30 年 5 月「国土交通省業務継続計画 第 4 版」を策定した。

令和 4 年 4 月には、「中央省庁業務継続ガイドライン第 3 版」が策定された。また、令和 5 年 3 月には、立川広域防災基地周辺の代替庁舎としての総務省自治大学校（立川市）の事前あっせんがされた。

国土交通省においては、中央省庁業務継続ガイドライン第 3 版や代替庁舎の事前あっせんに基づく見直しを行い、令和 6 年 12 月に「国土交通省業務継続計画 第 5 版」を策定した。

(3) 位置付け

国土交通省業務継続計画（以下「本計画」という。）は、国土交通省防災業務計画を補完するものである。

なお、本計画は、防災基本計画及び国土交通省防災業務計画並びに政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月閣議決定）に位置付けられており、具体的な内容については、政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づき作成することとされている。

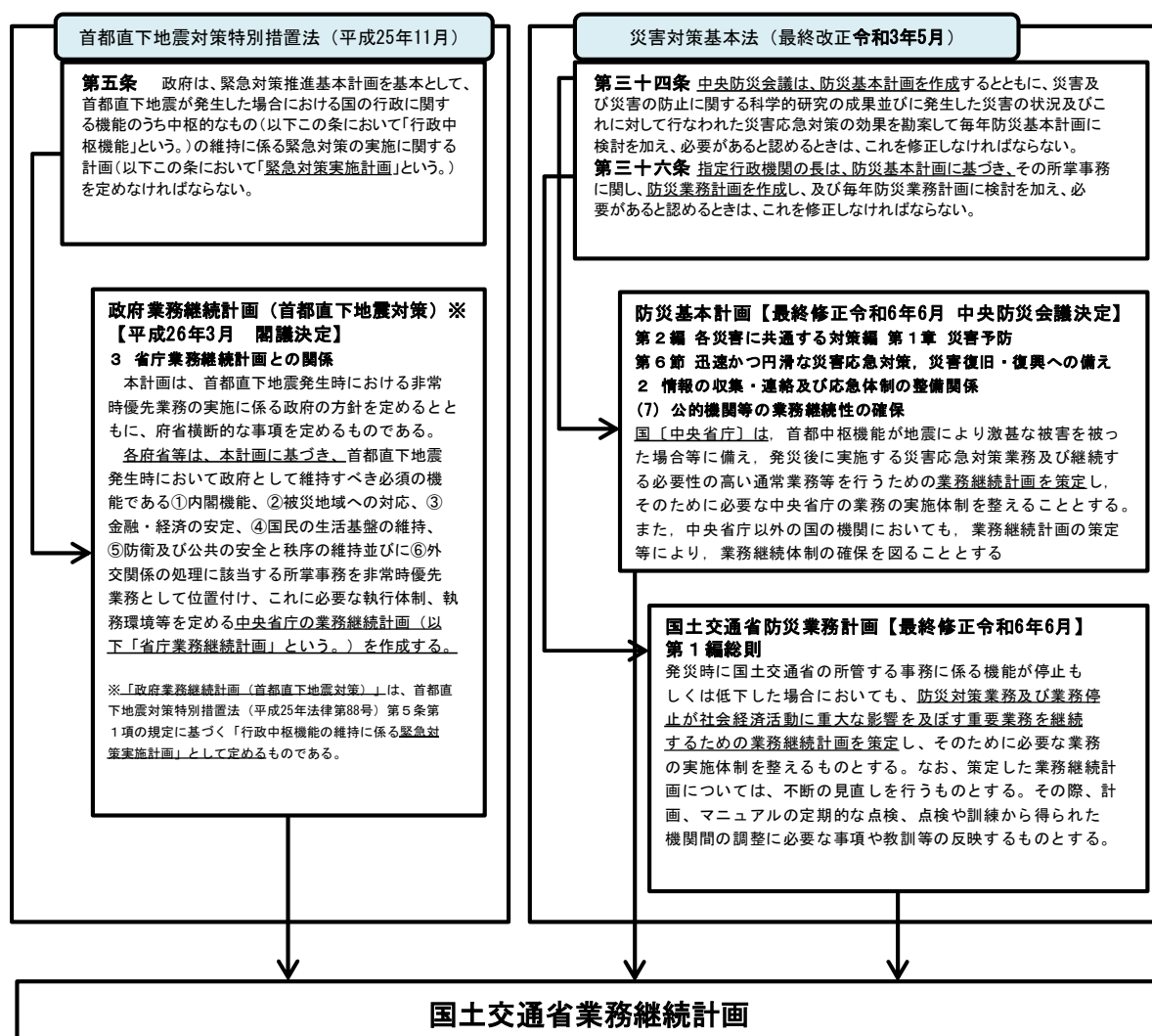


図-1 国土交通省業務継続計画の位置付け

2. 業務継続の基本方針

国土交通省は、「国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進」を図ることを任務としている（国土交通省設置法第3条）。

国土交通省は、その諸機能を継続するため、下記の方針にもとづいて、業務継続性の確保を図る。

- ① 人命救助を第一義として、被災者の救援・救助活動等に係る業務を最優先させる。
- ② 被災地・被災者を対象とした迅速な所管施設の応急復旧活動に万全を尽くす。
- ③ 国民生活や経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- ④ 国土交通省が実施する業務が継続して行えるよう、必要な人員体制を確保するとともに、執務環境についても整備する。

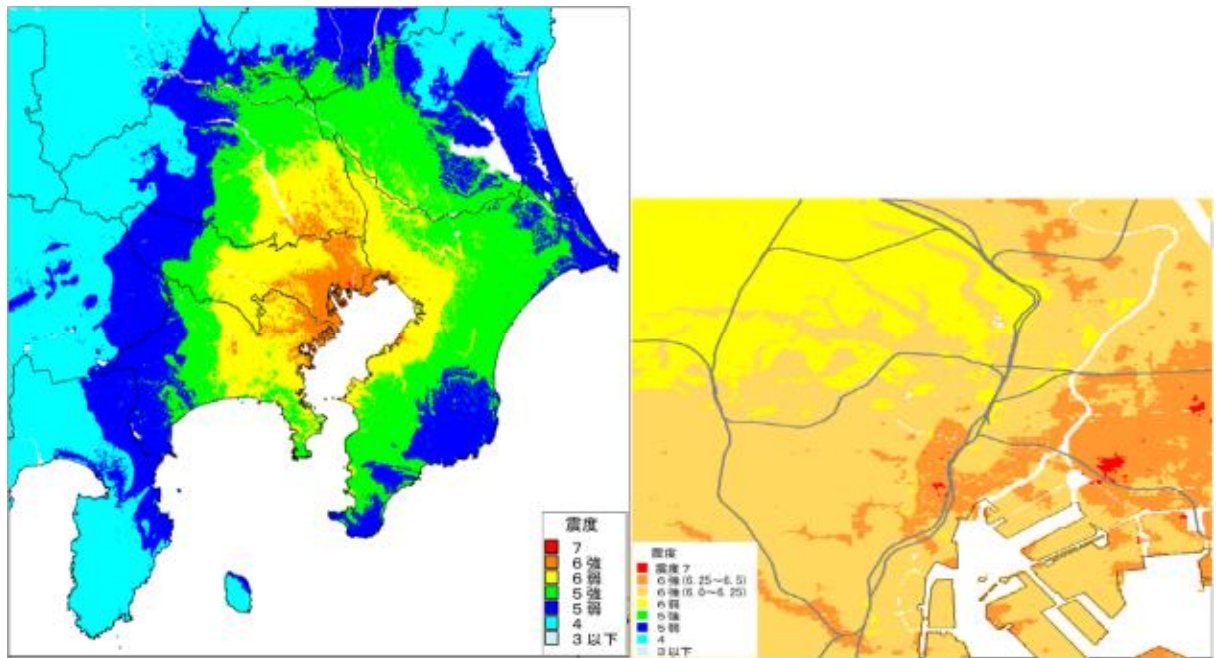
3. 業務継続マネジメントの推進体制

本計画に関する重要事項の審議については、国土交通省防災・減災対策本部において行うものとする。

また、本計画の推進に関し、機動的に各局間の連絡調整を行い、関連施策の実施や業務継続に係る教育・訓練の企画・実施等のマネジメントを行う国土交通省業務継続連絡調整会議において行うものとする。

4. 想定被害と前提条件

想定災害は、中央防災会議で想定されている都心南部直下地震（M7.3、東京23区の最大震度7）とし、その想定被害は中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループの想定（「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」の「本文」及び「人的・物的被害（定量的な被害）」並びに「施設等の被害の様相」（平成25年12月）を基本とする。また、本計画の前提条件については、中央防災会議の想定（平成25年12月）を念頭に置いた上で、政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月閣議決定）における「4 被害想定」に基づくものとする。



図—2 都心南部直下地震（プレート内）の震度分布図 右図：都区部拡大図
 （首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書 図表集（平成25年12月 中央防災会議 首都直下地震モデル検討会）

1. 想定被害

①被害概要（最大）

- ・死者約 2.3 万人。負傷者約 12.3 万人（うち重傷者約 3.7 万人）
- ・帰宅困難者 約 800 万人（都内で約 490 万人）
- ・避難者 1 日後約 300 万人（うち避難所生活者約 180 万人）
2 週間後約 720 万人（うち避難所生活者約 290 万人）
- ・建物全壊 約 61 万棟（うち火災焼失約 41.2 万棟）
- ・ライフライン施設被害による供給支障（発災直後）

電力約 1,220 万軒（51%）

上水道約 1,444 万人（31%）

ガス約 159 万軒（17%）

通信約 469 万回線（48%）

（各括弧内の数字は東京都内における支障率を表す。）

②公共交通機関

○鉄道

首都圏の鉄道は、橋脚、電柱、架線等に被害が発生し、全線運行停止する。

○道路

- ・一般道路は、震度 6 強以上のエリアで道路施設の被害、沿道建物の倒壊、延焼火災等により通行困難区間が生じるが、4 車線道路など幅員の大きな道路は交通機能を果たす。
- ・通行可能な箇所でも平均走行速度 5 Km/h の深刻な交通渋滞が発生する。
- ・震度 6 強以上のエリアの高速道路においては、一部の箇所で応急復旧を要する被害や近隣の延焼火災の危険のため、不通となる。

③本省庁舎

- ・建物が倒壊するなどの大きな損傷が生じるおそれは小さいが、設備や配管等に対する損傷、付属工作物の機能不全、データの復旧困難等により、多くの機関において業務の再開までに一定の時間を要する。

④本省庁舎に係るライフライン等

○電力

- ・東京湾内の火力発電所はおおむね運転を停止し、電力供給能力は平時の 5 割となるが、首都中枢機能や都心 3 区では需要抑制が回避される場合がある。

○電話

- ・固定電話、携帯電話は、大量のアクセスにより輻輳が発生するため 90% 規制が実施され、ほとんどが通話できなくなる。ただし、災害時優先電話等の重要通信は確保される。
- ・携帯メールは、大幅な遅配等が発生するが使用できる。

○下水道

- ・管路やポンプ場、処理場の被災により、揺れの強いエリアを中心に下水道の利用が困難となる。（23 区内では約 1 割）

○ガス

- ・東京で約 3 割の利用者への供給が停止し、機能が停止する可能性がある。

○インターネット

- ・インターネットは利用できないエリアが発生するが、プロバイダーサービスは継続される。
- ・断線により外部とのインターネット接続は困難となる可能性がある。

○上水（飲料水）

- ・管路や浄水場等の被災により、揺れの強いエリアを中心に断水が発生（23 区内では約 5 割）する。

参考－1 首都直下地震の被害想定

（中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告（平成 25 年 12 月 19 日）より抜粋をもとに国土交通省作成）

2. 前提条件

①公共交通機関

○鉄道

- ・地下鉄の運行停止は、1週間継続する。JR及び私鉄の運行停止は、1か月継続する。

○道路

- ・主要道路の啓開には、1週間に要する。

②本省庁舎

- ・倒壊等の大きな損傷が発生する可能性は低い。

③本省庁舎に係るライフライン等

○電力

- ・停電は1週間継続する。

○電話

- ・商用電話回線の不通は1週間継続する。
- ・マイクロ回線のうち、特に重要なものは6時間を目途に応急復旧、重要なものは36時間を目途に復旧する。

○下水道

- ・下水道の利用支障は1か月継続する。また、断水は1週間継続する。

○ガス

- ・発災3日後には、首都中枢機能を早期に回復させるため、順次供給が再開される。

○インターネット

- ・発災1週間後には、断線の復旧は進むものの、停電の長期化、データセンター停電対策の燃料枯渇より、通信状況は不安定となる。

○上水（飲料水）

- ・断水は1週間継続する。

④首都直下地震発生時の参集予測条件

中央省庁業務継続ガイドライン第3版に基づく参集予測条件

○主な参集予測条件

- ・発災1週間は徒歩による参集のみ（公共交通機関は運行停止）
- ・歩行速度は 時速2km（障害物による迂回及び休憩の時間）

参考－2 前提条件

（中央防災会議 首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告（平成25年12月19日）及び政府業務継続計画（首都直下地震対策）（平成26年3月閣議決定）をもとに国土交通省作成）

項目	被害状況等	復旧予測等
■ライフライン		
電力	○発災直後は断線等により外部からの電力供給が中断する。 ○東京湾内火力発電所の停止により、電力供給が途絶する。	○電力の復旧は1週間後となる。 ○復旧後も計画停電の可能性がある。
上水道	○管路や浄水場の被害又は停電による断水が発生する。 ○非常用電源装置、電算機等の稼働に必要な冷却水が利用できない。	○管路や浄水場の被害又は停電による断水が発生する。 ○非常用電源装置、電算機等の稼働に必要な冷却水が利用できない。
下水道	○管路やポンプ場、処理場の被害又は停電によって利用が困難。	○利用支障は1か月継続する。
ガス	○高圧ガス及び中圧ガスは継続的に供給されるが、低圧ガスはガスの供給が中断する。	○低圧ガスの復旧は1か月程度で復旧する。
無線	○中央防災無線は庁舎の損壊等により、地上系マイクロ多重無線が一部で不通となる可能性がある。 ○衛星通信回線を利用した通信は確保される。 ○各府省等の業務用無線による通信は確保される。 ○非常用電源の燃料不足の可能性がある。	○不通となった地上系は利用できなくなる可能性がある。
固定電話	○大量アクセスにより輻輳が発生し、災害時優先電話以外はほとんど不通となる。 ○引込管路等での断線により不通となる。	○不通は1週間継続する。
携帯電話	○大量アクセスにより輻輳が発生し、災害時優先電話以外はほとんど不通となる。 ○基地局等の非常用電源の燃料が確保できなければ、不通となる可能性がある。 ○メールは概ね利用可能であるが、大幅な遅延が発生する可能性がある。	○不通は1週間継続する。
インターネット	○引込管路等での断線により不通となる。	○利用支障が1週間継続する。
■交通施設		
道路	○都市部の4車線道路など幅員の大きい道路は、車線減少が見込まれるものの、交通機能を果たす。 ○建物倒壊、橋梁等の被害、沿道火災、ブロック塀・自動販売機等の転倒、窓ガラス等の屋外落下物、液状化等により通行不能箇所が多数発生する。 ○信号機、街路灯が減灯し、交通制御が混乱する。 ○通行可能な箇所であっても深刻な道路渋滞が発生する。 ○徒歩移動者による混雑、放置車両が発生する。	○建物倒壊等による通行不能は徐々に解消する。主要道路の啓開には1週間を要する。 ○交通規制の解除は1週間後となる。 ○緊急輸送路を中心に緊急通行車両の通行は確保される。 ○橋梁等の損壊による通行不能箇所は継続する。
鉄道（JR・私鉄）	○架線の損傷、軌道変状等が発生するため、当面、運行が停止する。	○郊外部においては、運行を再開するものの、都心及びその周辺は1か月

		後まで運行が停止する。
地下鉄	○架線、信号設備等の損傷等が発生するため、全線で運行が停止する。	○1週間後まで運行が停止する。
■庁舎等		
庁舎	○一部の耐震性が低い建物では、甚大な被害が発生し、全部又は一部の使用が不可能となる。 ○安全性が確認されるまで一時的に利用ができない場合がある。	○大きな被害を受けた庁舎は、利用できなくなる可能性がある。
庁舎内部	○固定されていない什器、天井等が転倒・落下する（震度6強で免震構造でない場合）。 ○エレベーターが、頻発する余震のために停止し、継続的な利用に支障を来す可能性がある。	○什器等の再設置やガラス破片や内部収納物の片付け等に半日以上要することが予想される。
庁舎外部	○震が関周辺は、オフィスビルや商業施設等の耐震性の高い建物が多いため、周辺建物被害は限定的と考えられる。 ○震が関周辺は、不燃化率が高く、延焼火災に巻き込まれる可能性は低い。	－
情報システム	○停電、上水・ガスの復旧遅延により庁内のサーバー等の冷却が困難となる可能性がある。 ○固定されていない一部のパソコンが故障する。	○停電、上水・ガスの復旧後に利用可能となる。
帰宅困難者	○発災直後は、徒歩帰宅者や負傷者が震が関周辺や職員の登庁経路に溢れる可能性が高い。 ○庁舎に帰宅困難者が来訪する可能性も高い。負傷者等の来訪の可能性もある。 ○平日であれば、来庁者が多数存在する。	○帰宅困難者は3日間程度滞在することが見込まれる。
職員	○職員が参集できないおそれがある。 ○庁舎内で負傷者が発生。エレベーターに閉じ込められる可能性がある。	－
飲料水・食料等	○買占めなどが発生し、コンビニエンスストア、小売店舗の在庫等は数時間で売り切れる。	－
燃料	○燃料供給施設、ガソリンスタンドの一部が倒壊、損壊、大規模停電等の影響を受け、営業困難となる。	○燃料供給施設、ガソリンスタンドの一部が倒壊、損壊、大規模停電等の影響を受け、営業困難となる。
廃棄物処理	○廃棄物処理業者が当面処理できなくなる。	○1週間後～1か月後に解消する。

参考－3 業務継続計画の前提とする被害状況等

（首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月19日）をもとに内閣府防災担当にて作成）

第2章 首都直下地震発生時における対応

本章に示す首都直下地震発生時における対応は、「国土交通省防災業務計画」、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（中央防災会議幹事会）等で定められている最優先で取り組むべき業務について、「第5章 業務継続への備え」で抽出した継続すべき優先業務である。

1. 緊急時の行動手順

首都直下地震発生直後からの首都直下地震応急対策活動に関する時系列の行動は、「表－1 首都直下地震応急対策活動 緊急時行動手順」のとおりである。

表一 1 首都直下地震応急対策活動 緊急時行動手順

開始 時間	国土交通省緊急災害対策本部 (情報共有体制の確立)		緊急輸送のための交通確保 (交通ネットワークの復旧)	緊急輸送活動	二次災害の防止活動 (所管施設の点検等)	その他
	【本 部 員】	【事務局員】				
0～30 分	☐ 緊急災害対策本部を設置する。 ☐ 大臣及び緊参チーム協議構成員は、官邸へ参集する。	☐ 発災後 15 分以内に防災センターを立ち上げる、情報収集等を行う。 ☐ 庁内の電源確認やマイクro電話、防災 I A N の被災状況を把握し、現地映像等の情報を収集するとともにテレビ会議を立ち上げる。 ☐ 所管施設等被害情報の報告を各局へ依頼する。 ☐ 官邸ヘリエゾンを送達する。関係機関への報告、映像配信を開始する(新幹線の脱線の有無、高速道路の通行止め区間、河川並びに空港、港湾等の被害状況、被災地の CCTV 映像等)	☐ 新幹線の事故等に係る情報収集業務を開始する。【鉄道局】 ☐ 東扇島基幹的広域防災拠点の被災状況の確認【港湾局】 ☐ 空港施設等の被害状況の確認を開始する。【航空局】 ☐ 高速道路の通行可否の確認を開始する。【道路局】 ☐ 道路の被害状況の確認を開始する。【道路局】 ☐ 被災地域の CCTV 映像の収集を開始する。【道路局】 ☐ 一般旅客定期航路等の被害状況の確認を開始する。【海事局】 ☐ 港湾施設等の被害状況の確認を開始する。【港湾局】			☐ 全職員は、家族を含めた安否報告を開始する。 ☐ 負傷者等への応急救護活動を開始する。
30 分～ 1 時間		☐ クロノロジーのとりまとめを開始する。 ☐ 第 1 回本部会議開催を各局防災担当者へ通知するとともに、会議資料を各局へ依頼する。 ☐ 随時、関係機関への報告、映像配信を行う。	☐ 道路の通行可否情報の確認を開始する。【道路局】 ☐ 航空保安業務の実施体制の情報収集を開始する。【航空局】		☐ 東京湾内の港湾の保安カメラ等の作動状況等の保安体制の確認【港湾局】	☐ 安否確認結果を集計する。【人事課】 ☐ 参集した職員は、使用する執務室等庁舎の一次点検を実施する。 ☐ 非常用発電機の起動確認を行う。(防災センターへの給電開始)
1 時間～ 3 時間	☐ 本部要員は、防災センターへ参集する。 ☐ 第 1 回本部会議を開催する。 【報告事項】 地震概要／職員の安否／被害状況及び対応状況／対応方針指示	☐ 災害情報のとりまとめを行い、第 1 報を公表し、ホームページに掲載する。 ☐ TEC-FORCE(リエゾン、災害対策用機械含む)の派遣状況確認等を行う。 ☐ 会議録音を開始する。 ☐ 第 2 回本部会議開催を各局防災担当者へ通知するとともに、会議資料を各局へ依頼する。 ☐ 随時、関係機関への報告、映像配信を行う。 ☐ マスコミブリーフィングを行う。	☐ 緊急輸送のための交通確保をするため、以下の施設等の被害状況及び復旧状況の把握を開始する。 ・鉄道施設【鉄道局】 ☐ 道路施設の啓閉状況や応急復旧見込みの把握を開始する。【道路局】 ☐ 鉄道の事故等に係る情報収集業務を開始する。【鉄道局】 ☐ 空港・航空路施設の応急復旧業務を開始する。【航空局】 ☐ 災害協定を締結している関連業界団体(埋立浚渫協会等)へ協力準備要請を行う。【港湾局】	☐ 政府の緊急災害対策本部からの要請を受け、速やかに広域応援部隊を輸送できるよう、海上運送事業者と調整を開始する【海事局】 ☐ 救援航空機等への情報提供業務方法等の調整を開始する。 ☐ 航空機の安全性及び環境適合性について基準に適合しているかの検査を実施し、耐空証明を行う。【航空局】	☐ 河川施設、ダム施設、砂防設備、海岸施設等の被害情報の把握を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 土砂災害に関する状況の把握を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 下水道施設の被害情報の把握を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 建築物等に係る被災状況の把握を開始する。【住宅局】 ☐ 公園施設の被害状況の把握を開始する【都市局】 ☐ 宅地に係る被災状況の把握を開始する。【都市局】 ☐ 被災宅地危険度判定業務を開始する。【都市局】 ☐ 通信施設の緊急点検及び地方整備局、関係機関との通信状況の確認を開始する。【技術課電通室】 ☐ 油流出事故等海洋汚染に対する大型浚渫兼油回収船等の出動体制の確立を開始する【港湾局】 ☐ 土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用について気象庁、都道府県と調整を開始する。【水管理・国土保全局】	☐ 合同庁舎 3 号館及び 2 号館の緊急点検を開始する。【庁舎管理室】 ☐ 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設(有明の丘地区)の被害状況の把握を開始する。【都市局】 ☐ 官庁施設の被害状況に関する情報の収集を開始する。【官庁営繕部】 ☐ 各局リエゾンは 3 時間以内に防災センターに参集する。
3 時間～ 12 時間	☐ 第 2 回本部会議を開催する。 【報告事項】 地震概要／職員の安否／人命救助活動のための啓閉状況／被害状況／被害状況／TEC-FORCE(リエゾン、災害対策用機械	☐ 災害情報のとりまとめを行い、第 2 報を公表し、ホームページに掲載する。 ☐ TEC-FORCE(リエゾン、災害対策用機械含む)の派遣状況確認等を行う。 ☐ 高度な技術指導が必要な災害について、専門家の派遣調整を行う。 ☐ 第 3 回本部会議開催を	☐ 優先啓閉ルートを報告する。【道路局】 ☐ 自動車道事業者等の被災状況の把握を開始する。【自動車局】 ☐ 航路啓閉及び緊急活動上、重要な港湾施設の応急復旧業務を開始する。【港湾局】 ☐ 一般旅客定期航路事業等に関する輸送の安全	☐ 自動車運送事業者等の被災状況の把握を開始する。【自動車局】 ☐ 営業倉庫・トラックターミナルの被災状況の把握を開始する。【総合政策局】 ☐ 港湾運送事業者等に関する被災情報の把握を開始する。【港湾局】 ☐ 救援航空機等の安全の	☐ 被災建築物応急危険度判定の支援業務を開始する。【住宅局】 ☐ 官庁施設の使用にあたり、施設管理者への情報提供等に係る業務を開始する。【官庁営繕部】	☐ 官庁施設の被害状況の調査及び復旧対応の支援を開始する(合同庁舎 3 号館、2 号館及び霞ヶ関一団地の官庁施設)【官庁営繕部】

3 時間～ 12 時間	☐ 第2回本部会議を開催する。 【報告事項】 地震概要／職員の安否／人命救助活動状況／緊急輸送のための啓開状況／緊急輸送活動状況／被害状況／TEC-FORCE（リエゾン、災害対策用機械含む）の活動状況 ☐ 大臣会見を行う。	☐ 災害情報のとりまとめを行い、第2報を公表し、ホームページに掲載する。 ☐ TEC-FORCE（リエゾン、災害対策用機械含む）の派遣状況確認等を行う。 ☐ 高度な技術指導が必要な災害について、専門家の派遣調整を行う。 ☐ 第3回本部会議開催を各局防災担当者へ通知するとともに、会議資料を各局へ依頼する。 ☐ 随時、関係機関への報告、映像配信を行う。 ☐ マスコミブリーフィングを行う。	☐ 優先啓開ルートを報告する。【道路局】 ☐ 自動車運送事業者等の被災状況の把握を開始する。【自動車局】 ☐ 航路啓開及び緊急活動上、重要な港湾施設の応急復旧業務を開始する。【港湾局】 ☐ 一般旅客定期航路事業等に関する輸送の安全確保業務を開始する。【海事局】 ☐ 東扇島地区基幹的広域防災拠点において、応急復旧、広域支援部隊受け入れ準備業務を開始する。【港湾局】 ☐ 応急対策活動に従事する航空機を優先させる等、災害活動に即応した業務を提供する。【航空局】	☐ 自動車運送事業者等の被災状況の把握を開始する。【自動車局】 ☐ 営業倉庫・トラクターミナルの被災状況の把握を開始する。【総合政策局】 ☐ 港湾運送事業者等に関する被災情報の把握を開始する。【港湾局】 ☐ 救援航空機等の安全の確保のための措置の連絡調整業務を開始する。【航空局】 ☐ 救援航空機等の安全対策及び災害発生時における各種手続きの弾力的措置に係る業務を開始する。【航空局】	☐ 被災建築物応急危険度判定の支援業務を開始する。【住宅局】 ☐ 官庁施設の使用にあたり、施設管理者への情報提供等に係る業務を開始する。【官庁営繕部】	☐ 官庁施設の被害状況の調査及び復旧対応の支援を開始する（合同庁舎3号館、2号館及び霞ヶ関一団地の官庁施設） 【官庁営繕部】
12 時間～ 1 日	☐ 第3回本部会議を開催する。 【報告事項】 気象情報／職員の安否／人命救助活動状況／緊急輸送のための啓開状況／緊急輸送活動状況／被害状況／TEC-FORCE（リエゾン、災害対策用機械含む）の活動状況 ☐ 大臣会見を行う。	☐ 災害情報のとりまとめを行い、第3報を公表し、ホームページに掲載する。 ☐ 第4回本部会議開催を各局防災担当者へ通知するとともに、会議資料を各局へ依頼する。 ☐ TEC-FORCE（リエゾン、災害対策用機械含む）の派遣状況確認等を行う。 ☐ 随時、関係機関への報告、映像配信を行う。 ☐ マスコミブリーフィングを行う。	☐ 道路の通行可否情報の共有を開始する。【道路局】 ☐ 応急対策に係る中央省庁レベル及び広域な連絡・調整を開始する。【道路局】	☐ 緊急物資輸送業務を開始する。【総合政策局、海事局】 ☐ 旅客の緊急輸送の調整を開始する。【自動車局】 ☐ 貨物の緊急輸送の調整を開始する。【自動車局】 ☐ 緊急物資等の港湾における荷役体制の確保を開始する。【港湾局】	☐ 災害対策用機械の運用に関する連絡調整を開始する。【総合政策局】 ☐ 河川施設、ダム施設、砂防施設、海岸施設等の応急復旧等の調整を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 土砂災害専門家の派遣調整を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 大規模土砂災害発生箇所の緊急調査の実施調整を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 土砂災害危険箇所等の点検及び点検支援の調整を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 災害対策用通信機材の運用に関する連絡調整を開始する【技調課電通室】	☐ 被災者の避難場所として活用する公営住宅の空き家状況の把握を開始する。【住宅局】
1 日～ 3 日	☐ 本部会議を適宜開催する。 【報告事項】 気象情報／職員の安否／人命救助活動状況／緊急輸送のための啓開状況／緊急輸送活動状況／被害状況／被災者支援状況／TEC-FORCE（リエゾン、災害対策用機械含む）の活動状況	☐ 本部会議開催を各局防災担当者へ通知する。 ☐ 災害情報のとりまとめを行い、公表し、ホームページに掲載する。 ☐ 現地調査団を派遣する。 ☐ 随時、関係機関への報告、映像配信を行う。 ☐ マスコミブリーフィングを適宜実施する。	☐ 優先啓開ルートの確保状況を確認する。【道路局】 ☐ 鉄道施設等の復旧に関する業務を開始する。【鉄道局】 ☐ 鉄道駅の帰宅困難者等に関する業務を開始する。【鉄道局】	☐ 緊急物資輸送業務を開始する。【鉄道局】 ☐ 東扇島地区基幹的広域防災拠点の運用を開始し、緊急物資海上輸送受け入れ開始する。【港湾局】	☐ 土砂災害専門家の派遣を開始する【水管理・国土保全局】 ☐ 大規模土砂災害発生箇所の緊急調査を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 土砂災害危険箇所等の点検を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 水道施設及び下水道施設の調査、災害復旧支援等の調整を開始する。【水管理・国土保全局】 ☐ 油流出事故等海洋汚染に対し、要請があれば大型浚渫兼回収船等を出動。【港湾局】	☐ 被災地住宅等の緊急補修の相談窓口の設置の調整を開始する。【住宅局】 ☐ 自動車損害賠償責任保険の契約・解約に係る業務を開始する。【自動車局】 ☐ 自動車の検査に関する業務を開始する【自動車局】
3 日～ 1 週間	☐ 同上	☐ 同上	☐ 緊急輸送道路の一部供用の確保・情報提供の開始。【道路局】 ☐ 災害復旧事業の指導（工法検討など）【道路局】	☐ 道路運送法第21条許可等に係る対処方針の調整を開始する。【自動車局】 ☐ 主要港の耐震強化岸壁を供用開始し緊急物資海上輸送受け入れ開始する。【港湾局】		
1 週間～ 2 週間	☐ 同上	☐ 同上	☐ 鉄道の電力需給対策に関する業務を開始する。【鉄道局】			
2 週間～	☐ 同上	☐ 同上				

2. 初動対応事項

(1) 安否確認

大臣官房人事課は、平成25年度に導入した自動集計システムにより、災害発生時の安否確認を迅速に行う。

- 職員は、地震※発生時に自動送信される安否確認メールに対し、選択方式により、本人及び家族の安否、出勤の可否等の安否情報の入力を行い返信する。

※ 東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県のいずれかにおける震度5強以上の地震

- 大臣官房人事課は、自動集計システムにより、WEBページ上で集計結果を把握、職員の安否に関わる情報を集約し、大臣官房長へ報告する。

- 大臣官房長は、職員の安否に関わる情報を国土交通省緊急災害対策本部に報告する。

以上の習熟のため、年1回（9月1日を目途）安否の報告についての訓練を実施する。

(2) 参集

①勤務時間外に発災

（参集要員）

- 参集要員※は、「東京23区内震度6強」以上の情報を覚知し次第、家族を含めた安否情報を自動集計システムに送信した上で、連絡を待つことなく速やかに本省に参集する。

※参集要員については、第3章に記載

- 24時間以内の非常時優先業務及び管理業務について指揮命令を行う課長以上の幹部も、上記同様、速やかに本省へ参集する。ただし、危機管理宿舍の入居者以外の幹部が、首都圏の交通機能が麻痺し、徒歩による参集に長時間を要するなど、本省に参集することが適切でないと判断した場合は、以下の条件をみたすあらかじめ想定した居住地近傍の事務所等へ一時参集し、専用無線回線（マイクロ回線）等により、本省へ安否連絡・業務指示等を行うこととする。なお、居住地近傍の事務所等へ一時参集した場合も、連絡を行った後、本省への参集を開始する。

居住地近傍の事務所等の条件

- ・耐震性が確保されている。
- ・専用無線通信網（マイクロ）または衛星電話が整備されている。
- ・非常用電源設備がある。
- ・本省から直線距離 100km 以内にある。（本省により近い事務所に行くより、より離れた事務所に向かう方が、早く本省に連絡できる場合を考慮）

なお、参集する事務所等での通信の断絶を考慮し、第 2 参集場所、第 3 参集場所を想定する。

- 参集要員が参集できない場合の判断は、以下の例に従い各自で行う。

参集できない場合（例）

1. 職員または家族等が被害を受け、治療または入院の必要があるとき。
2. 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、参集することが困難なとき。
3. 職員の住居または職員に深く関係する人が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき。
4. 参集途上において、救命活動に参加する必要性が生じたとき。
5. 徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離が概ね 20km 以上のとき。

（非参集要員）

- 非参集要員は、家族を含めた安否情報を自動集計システムに送信した上で、公共交通機関が復旧するまでの間、連絡が取れるよう留意して自宅等で待機する。
- 非参集要員は、待機の間、自宅周辺での救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域貢献、地元自治体への協力に積極的に取り組む。

（テレワークの実施）

- 非常時優先業務及び管理事務のうち、テレワーク等で対応可能な業務を予め設定し、発災時における自宅での電力やインターネット環境等の状況によりテレワークを実施するものとする。

②勤務時間内に発災

(全職員)

- 全職員は、可能な限り家族の安否を確認する。
- どうしても家族の安否確認ができず、かつ公共交通機関の状況によらず帰宅できる場合については、上司の許可を得て帰宅して家族の安否を確認する。

(参集要員)

- 在省している参集要員は、本章に定める発災時の行動を遂行する。
- 出張及びテレワーク等で在省していない参集要員は、①勤務時間外に発災に準じて参集する。

(非参集要員)

- 非参集要員は、帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間は、むやみに移動せずに庁舎内で待機[※]する。
- 非参集要員は、電源等のリソース面で問題のない範囲で、安否が確認されていない職員の家族の安否確認や庁内の復旧業務も含めたロジ業務、災害応急対策業務及び一般継続重要業務の支援、庁舎周辺地域の救出・救助活動、避難者支援に従事する。

※東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年 3 月制定、平成 25 年 4 月施行） 抜粋

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業者の一斉帰宅抑制）

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

3. 非常時優先業務の実施

3-1. 首都直下地震応急対策業務

情報収集体制の確立や省の災害対策本部活動、復旧準備と技術支援等、地震発生によって生じる災害応急対策業務を行う。

(1) 国土交通省緊急災害対策本部の設置と情報共有体制の確立

(国土交通省緊急災害対策本部の設置と情報共有体制の確立)

国土交通省災害対策本部の設置に関する訓令（平成15年国土交通省訓令第8号）に基づき、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するための特別の必要があると認めるときは、緊急災害対策本部を設置する。

国土交通省緊急災害対策本部の設置と情報共有体制の確立の流れは表一2のとおりとする。

緊急災害対策本部の設置場所は、原則として中央合同庁舎第2号館14階防災センターとする。

(TEC-FORCE の派遣)

緊急災害対策本部は、「首都直下地震における TEC-FORCE 活動計画」に基づく TEC-FORCE の派遣状況を確認する。

(広報)

- ☐ 大臣官房広報課は、地震の発生後3時間を目途に報道発表及び情報提供できる体制を整備する。
- ☐ 国土交通省ホームページのトップページに災害情報のコーナーを割り当てるとともに、防災担当にホームページ更新の権限を付与して、地震の発生時には、防災担当が直接ホームページへの情報掲載及び更新（地図情報含む）を行う。
- ☐ X等を活用した防災情報の提供を行う。
- ☐ 上記に加え、各局においては必要な情報発信ツールや、関係機関を通じた災害情報を発信する体制を確保する。

(2) 緊急輸送等のための交通の確保（交通ネットワークの復旧）

交通網の広範囲にわたる寸断は、緊急救助活動をはじめとして、迅速な災害復旧活動にとって大きな障害となることから、陸・海・空の一日も早い緊急輸送路の確保に努める。

緊急輸送等のための交通の確保（交通ネットワークの復旧）に係る対象業務は、「表－3 緊急輸送等のための交通の確保（交通ネットワークの復旧）活動一覧」のとおりとする。

(3) 緊急輸送活動

陸・海・空のあらゆる手段を利用して総合的・積極的に人員、傷病者の輸送、緊急物資の供給などの緊急輸送活動を実施する。

緊急輸送活動に係る対象業務は、「表－4 緊急輸送活動一覧」のとおりとする。

(4) 二次災害の防止活動

平常時には被害をもたらさない規模の余震や降雨であっても、緩んだ地盤の崩壊や損傷した構造物・施設等の倒壊等を引き起こす可能性があるため、人命等に危険を及ぼす二次災害の発生を防止するための活動を行う。

二次災害の防止に係る対象業務は、「表－5 二次災害の防止活動一覧」のとおりとする。

(5) 災害情報の発信

国土を保全し、国民の生命、身体及び財産を保護するため、公共施設等の被災情報、復旧情報、避難行動に資する情報について適切な発信を行う。

(6) その他

① 庁舎の緊急点検等

- ☐ 大臣官房会計課庁舎管理室は、施設管理者用チェックシートに基づき、中央合同庁舎第3号館及び中央合同庁舎第2号館の緊急点検及び復旧対応等を行う。

各執務室の点検については、第2章4. 管理事務の実施に記載している。

- ☐ 官庁営繕部は、官庁施設の被害状況に関する情報を収集し、被害状況の調査及び復旧対応の支援を行う。

② 公営住宅に係る被害状況及び空き屋状況の把握

- ☐ 住宅局は、公営住宅の被災状況について当該地方公共団体から報告を求めるとともに、必要な措置を講ずるよう依頼し、公営住宅入居者の安全確保に努める。

- あわせて空き家状況を把握して情報提供を行い、被災者の住宅確保の支援に資する。

③ 被災地住宅等の緊急補修の相談窓口の設置

- 住宅局は、地方公共団体が設置する緊急補修の窓口設置に関し、地方公共団体から関係団体に対し、協力要請があった場合には、速やかに協力するよう要請し、被災者の住宅再建等の支援を行う。

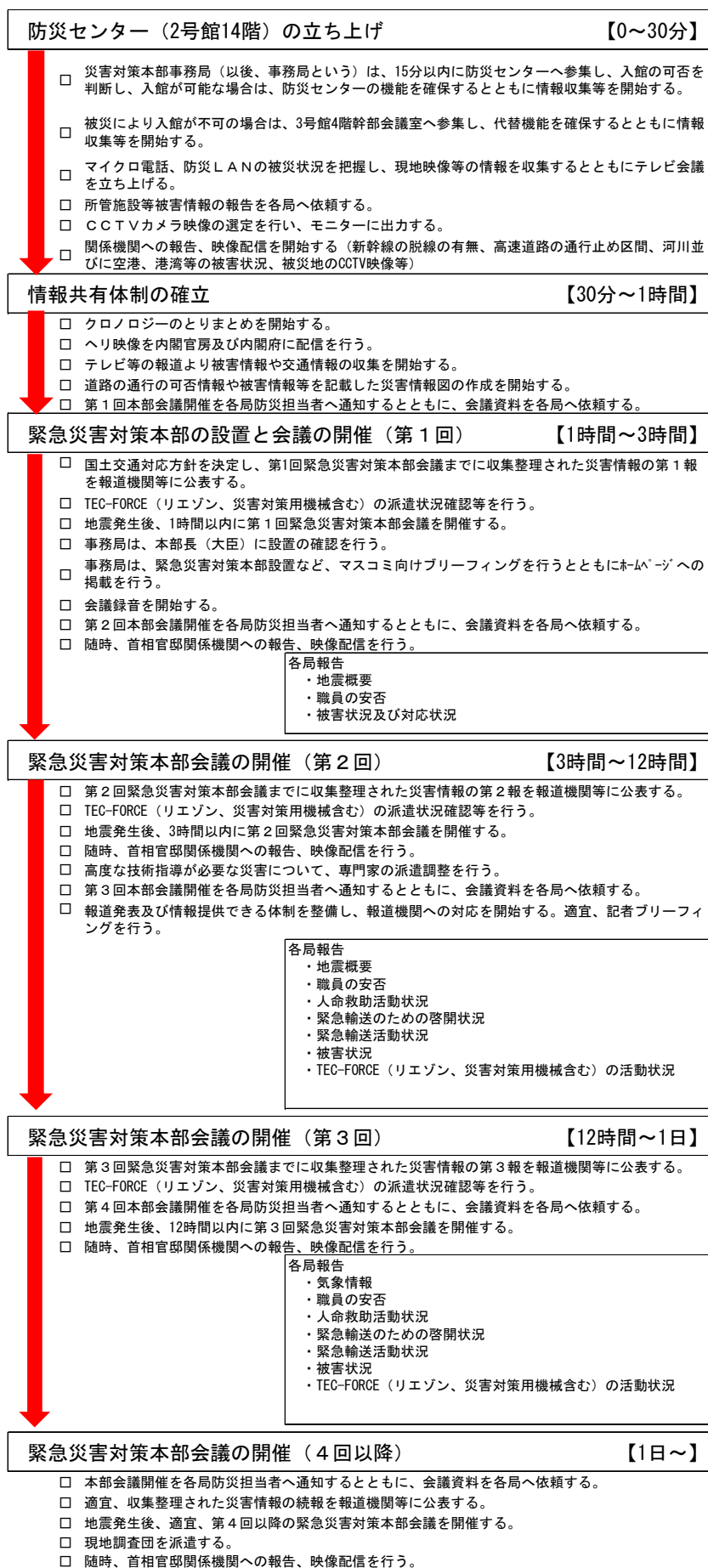
④ 本庁舎での帰宅困難者等への対応

- 大臣官房会計課庁舎管理室は、直ちに庁舎内の来訪者の状況等の確認及び門・玄関の封鎖等により入退館者等の規制及び庁舎内における移動制限等を行う。
- 大臣官房会計課庁舎管理室は、庁舎内の来訪者及び庁舎外に存する帰宅困難者の対応が円滑に行えるように各部局に指示を行う。
 - ・ 庁舎内の来訪者については、継続すべき非常時優先業務等の妨げにならぬよう、指定した待避場所において一時収容し、庁舎内の移動は最低限に留める。
 - ・ 庁舎外に存する帰宅困難者については、災害情報の提供、周辺の帰宅困難者受入施設の紹介等の可能な支援措置を講ずるとともに受入れ可能と判断した場合は、庁舎内への受入れを行う。

⑤ 負傷者の救護

- 負傷者・急病人の救護については、国土交通省消防計画に基づき重傷者や急病人は医療機関に順次搬送するとともに、緊急性の低い軽傷者等には国土交通省自衛消防活動マニュアル等に基づき、「救命」、「悪化防止」、「苦痛の軽減」を目的とした速やかな処置を行い、待避場所へ誘導する。

表－２ 国土交通省緊急災害対策本部の設置と情報共有体制の確立



表－３ 緊急輸送のための交通確保（交通ネットワークの復旧）活動一覧

道 路	鉄 道	空 港	港 湾
被災情報等の収集の開始 【30分】 □職員が参集し、体制を確立する。 (局内で業務の遂行に必要な応援体制をとる。) □被災・復旧状況の情報収集を開始する。 □高速度道路の通行可否の確認を開始する。 被災情報等の確認・提供等の開始 【1時間】 □道路の通行可否の確認を開始する。 □政府対策本部への報告を開始する。 被災状況のとりまとめ等の開始 【3時間】 □直轄国道及び高速度道路等の被災情報をとりまとめる。 □復旧の見込みの把握を開始する。 □政府対策本部への被災情報等の提供を開始する。 □自動車道事業、バスターミナルに関する被災情報の収集・集約を開始する。 緊急輸送ルート、緊急輸送道路の供用 【1日以内に開始】 □自治体管理道路の被災・復旧情報のとりまとめ □応急対策に係る中央管轄レベル及び広域な連絡・調整・迂回路、優先密着・災害対策方針の検討、専門家や調査団の派遣・調整、他機関への協力要請及び必要な指示 緊急輸送ルートの一部供用開始 【1日】 □上記(1日以内に開始業務)のうち必要な業務の継続 □広域支援部隊(警察、消防、自衛隊等)の運出のための緊急輸送ルートの復旧・供用情報の提供 □政府対策本部と連携しつつ、道路利用者・帰宅困難者に対する迂回ルートや復旧状況等の情報提供開始 緊急輸送道路の一部供用開始 【3日～】 □上記(1日以内に開始業務)のうち必要な業務の継続 □優先密着ルート確保状況の確認 □緊急輸送道路の一部供用の確保・確認、情報提供の開始 □災害復旧事業の財務後との調整 □災害復旧事業の推進(工法検討など) □主な緊急復旧の完了、供用	新幹線の事故等の把握 【30分】 □新幹線の事故等の情報収集業務を開始する。 鉄道の被災状況等の把握 【1時間】 □職員が参集し、体制を確立する。 □鉄道の事故等の情報収集業務を開始する。 □鉄道施設等の被災状況の情報収集業務を開始する。 □政府対策本部への報告を開始する。 リエゾン派遣 【3時間】 □官邸危機管理センター、省防災センター、主要鉄道事業者へリエゾンを派遣する。 □政府対策本部への被災情報等の提供を開始する。 鉄道施設の復旧、帰宅困難者対策 【1日間】 □鉄道施設等の復旧に関する業務を開始する。 □帰宅困難者、代替輸送等に関する情報収集、情報提供業務を開始する。 電力需給対策 【1週間】 □電力供給不足に関する情報収集、情報提供及び調整業務を開始する。	被害情報の把握及び情報収集 【30分】 □航空に関する危機管理業務を開始する。 □空港・航空路施設の被害状況確認を開始する。 □航空交通管制処理システムの被害状況確認を開始する。 □航空保安無線施設等の被害状況確認を開始する。 □航空灯火・電気施設等の被害状況確認を開始する。 □空港保安及び空港防犯業務に関する情報収集を開始する。 被害状況のとりまとめ、応急復旧業務に関する調整を開始 【1時間】 □職員が参集し、体制を確立する。 □航空保安業務の受継体制の情報収集を開始する。 □空港・航空路施設の応急復旧業務を開始する。 局内庶務を開始 【3時間】 □災害時の局内庶務(ロジ業務)を開始する。	情報収集及び被害情報の把握 【30分】 □職員が参集し、体制を確立する。 □東関東地区最終的広域防災拠点の被害状況の確認 □緊急輸送のための交通確保するため、港湾施設等の被害状況及び復旧状況の把握を開始する。 □一般旅客定期航路等の被害状況の確認を開始する。 関連業界団体へ協力要請 【1時間】 □災害協定を締結している関連業界団体(埋立浚渫協会等)へ協力準備要請を行う。 旅客船等の安全確保業務、応急復旧業務開始 【3時間】 □一般旅客定期航路事業等に関する輸送の安全確保業務を開始する。 □航路再開及び緊急活動上、重要な港湾施設の応急復旧業務を開始する。 □東関東地区最終的広域防災拠点において、応急復旧、広域支援部隊受け入れ準備業務を開始する。

表－４ 緊急輸送活動一覧

トラック・バス／営業倉庫・トラクター・ミナル	貨物鉄道関係	海運・港湾関係	航空関係
被災状況の把握 【3時間】 □旅客自動車運送事業者に関する被災情報の収集・集約を開始する。 □貨物自動車運送事業者に関する被災情報の収集・集約を開始する。 □営業倉庫・トラクター・ミナルに関する被災状況の収集・集約を開始する。 緊急輸送活動業務に係る調整 【12時間】 □旅客自動車運送事業者による緊急輸送の調整を開始する。 □貨物自動車運送事業者による緊急輸送の調整を開始する。 □民間物資拠点の調査、物流専門家の派遣について関係者との調整を開始する。 道路運送における弾力的運用に係る調整 【3日間】 □道路運送法第21条許可等に係る対応方針の調整を開始する。	鉄道の被災状況等の把握 【1時間】 □職員が参集し、体制を確立する。 □鉄道の事故等の情報収集業務を開始する。 □鉄道施設等の被災状況の情報収集業務を開始する。 □政府対策本部への報告を開始する。 緊急物資輸送等の情報収集及び調整 【1日間】 □緊急物資輸送等に関して情報を集約するとともに、鉄道事業者等との調整を開始する。	広域広域輸送業務の開始 【1時間】 □政府の緊急災害対策本部からの要請を受け、速やかに広域広域輸送業務を開始できるよう、海上運送事業者と調整を開始する。 輸送可能船舶のリストアップ及び業界団体等との調整、緊急物資受入体制の構築 【12時間】 □緊急物資輸送に係る支援を行う。（内航・外航） □緊急物資輸送するための検査業務の連絡指示を行う。 □港湾運送事業者による緊急物資等の港湾における荷役体制の確保のための連絡を行う。 緊急物資受け入れ開始 【1日間】 □東部地区基幹的広域防災拠点の運用を開始し、緊急物資海上輸送受け入れを開始する。 □主要港の前置強化岸壁を併用開始し緊急物資海上輸送受け入れを開始する。	救援航空機等への業務調整を開始する。【3時間】 □救援航空機等への情報提供業務方法等の調整業務を開始する。 □航空機の安全性及び運送適合性について基準に適合しているかの検査を実施し、航空証明を行う。 救援航空機等の安全対策及び災害発生時における各種手続きの弾力的措置 【12時間】 □救援航空機等の安全の確保のための措置の連絡調整業務を開始する。 □救援航空機等の安全対策及び災害発生時における各種手続きの弾力的に係る業務を開始する。

表－５ 二次災害の防止活動一覧①

河川施設・ダム施設・海岸施設	土砂災害	水道施設・下水道施設	公園施設
情報収集体制の確立 【1時間】 ☐ 地方整備局等との連絡窓口を開設 ☐ 地方整備局等において点検開始(河川) ☐ 地方整備局等から点検対象ダム・橋路被災状況の報告(ダム) ☐ 地方整備局等から点検対象海岸・橋路被災状況の報告(海岸) 被災情報の収集 【3時間】 ☐ 地方整備局等から被災状況収集(ダム：主に目視による一次点検結果報告) ☐ 情報とりまとめ及び本部への情報提供 被災情報の収集 【12時間】 ☐ 地方整備局等から被災状況収集 ☐ 緊急復旧対応等に関する地方整備局等への技術的助言 ☐ 追加情報とりまとめ及び本部への情報提供 被災情報及び復旧情報収集 【1日間】 ☐ 地方整備局等から被災状況及び復旧情報収集(ダム：計測等も含めた二次点検結果報告) ☐ 緊急復旧対応等に関する地方整備局等への技術的助言 ☐ 追加情報とりまとめ及び本部への情報提供 被災情報及び復旧情報収集 【3日間】 ☐ 地方整備局等から被災状況及び復旧情報収集 ☐ 緊急復旧対応等に関する地方整備局等への技術的助言(河川・ダム・海岸) ☐ 追加情報とりまとめ及び本部への情報提供	情報収集体制の確立 【1時間】 ☐ 地方整備局及び都県との連絡窓口を開設 ☐ 地方整備局及び都県において点検開始(砂防等施設及び土砂災害) ☐ 土砂災害警戒区域等整備事業法の暫定的な運用について気象庁、都道府県と調整開始 被災情報の収集 【3時間】 ☐ 地方整備局及び都県から被災情報収集 ☐ 情報とりまとめ及び本部への情報提供 被災情報の収集 【12時間】 ☐ 地方整備局及び都県から被災情報収集 ☐ 応急復旧等の調査を開始(砂防施設) ☐ 土砂災害の専門家に関する派遣調整開始 ☐ 大規模土砂災害発生箇所等の緊急調査の準備調整開始 ☐ 土砂災害危険箇所の点検及び点検支援の調整開始 ☐ 情報とりまとめ及び本部への情報提供 被災情報及び応急復旧体制の確立 【1日間】 ☐ 地方整備局及び都県から被災情報収集 ☐ 土砂災害専門家の派遣開始 ☐ 大規模土砂災害発生箇所の緊急調査を開始 ☐ 土砂災害危険箇所の点検を開始 ☐ 情報とりまとめ及び本部への情報提供	情報収集体制の確立 【1時間】 ☐ 地方整備局及び都県等との連絡窓口を開設 被災情報の収集 【3時間】 ☐ 水道施設及び下水道施設の被害に関する情報収集 ☐ 断水に関する情報収集 ☐ 応急給水の実施状況に関する情報収集 ☐ 情報とりまとめ及び本部への情報提供 情報収集・調査・災害復旧支援 【1日間】 ☐ 水道施設及び下水道施設の被害に関する情報収集、調査、災害復旧支援 ☐ 断水に関する情報収集 ☐ 応急給水の実施状況に関する情報収集 ☐ 情報とりまとめ及び本部への情報提供	被災情報の収集 【1時間】 ☐ 地方整備局等との連絡窓口を開設 ☐ 地方整備局等へ被災状況収集を依頼 被災情報の収集 【3時間】 ☐ 地方整備局等から被災状況収集 ☐ 情報とりまとめ及び本部への情報提供 被災情報の収集 【12時間】 ☐ 地方整備局等から被災状況収集 ☐ 復旧方法等に関する地方整備局等への技術的助言等 ☐ 追加情報とりまとめ及び本部への情報提供 被災情報及び復旧情報収集 【1日間】 ☐ 地方整備局等から被災状況及び復旧情報収集 ☐ 復旧方法等に関する地方整備局等への技術的助言等 ☐ 情報とりまとめ及び本部への情報提供

表－５ 二次災害の防止活動一覧②

被災建築物応急危険度判定業務	被災宅地危険度判定業務	災害対策用機械の運用	通信回線の機能確保
応急危険度判定広域支援の準備 【3時間】 □ 建築物の被害状況の情報収集 □ 被災都道府県等に対する被災建築物応急危険度判定業務準備指示 □ 被災建築物応急危険度判定協議会各ブロック等に対する広域支援の準備指示 応急危険度判定広域支援の調整 【12時間】 □ 建築物の被害状況の情報収集（被災都道府県の広域支援要請に応じて、都道府県等との間で以下の広域支援調整・連絡を実施） □ 応急危険度判定士等の派遣調整 □ 判定資機材の提供調整 □ 応急危険度判定士等の交通・宿泊等の手段の確保調整 □ 判定結果等のとりまとめ	被災宅地危険度判定広域支援の準備 【1時間】 □ 宅地の被害状況の情報収集 □ 被災都道府県等に対する被災宅地危険度判定業務準備指示 □ 被災宅地危険度判定連絡協議会各ブロック等に対する広域支援の準備指示 危険度判定広域支援の調整 【12時間】 □ 宅地の被害状況の情報収集（被災都道府県の広域支援要請に応じて、都道府県等との間で以下の広域支援調整・連絡を実施） □ 危険度判定士等の派遣調整 □ 判定資機材の提供調整 □ 危険度判定士等の交通・宿泊等の手段の確保調整 □ 判定結果等のとりまとめ	災害対策用機械運用に関する連絡調整 【12時間】 □ 参集要員は、12時間以内に本省執務室に参集。 □ 災害対策用機械の地盤応答に関する連絡調整。 □ 災害対策用機械の稼働状況把握。 □ 災害対策用機械のメンテナンス体制に関する連絡調整。 □ 建設機械等の資機材確保のため、関係業団体に出力を要請。 □ 災害対策用機械の燃料残量状況の確認と調整。 災害対策用機械による復旧支援状況の確認 【1日】 □ 地盤応答災害対策用機械の稼働状況把握。	通信関係の被災状況等の把握 【1時間】 □ 参集要員は本省執務室及び防災センターに参集 □ 2号機、3号機無線通信施設を点検し被災状況把握 □ 地方整備局、内閣府等との通信試験及び被害状況把握 障害復旧作業検討及び調整 【3時間】 □ 障害復旧手法の検討、調整 □ 代替通信手段の検討 災害対策通信機材に関する連絡調整 【12時間】 □ 災害対策通信機材の地盤応答に関する連絡調整 □ 災害対策通信機材の稼働状況把握 □ 自治体、関係機関との通信確保手法調整

3-2. 一般継続重要業務

首都圏の被災地だけではなく全国の国民の生命の安全、権利、財産の保全及び社会経済活動を支えるための業務を行う。

(1) 生命・安全の確保

【一】

- 首都直下地震以外の自然災害発生等の対応中の場合は、対応を継続する。

【1時間】

- 油流出事故等海洋汚染発生時における清掃兼油回収船及び大型浚渫兼油回収船の緊急出動体制の確立、海上保安庁からの要請に基づく油回収船等の派遣に係る調整を行う。
- 災害応急対策活動に従事する航空機以外の航空機に対して、必要な情報を提供し、航空交通の安全の確保を図るなどの運航管理及び施設管理を現地にて継続できるよう、1時間以内に連絡・調整できる体制を整える。

【3時間】

- 首都圏以外の道路に関する災害・事故等の情報収集について3時間以内に開始する。
- 首都圏以外の航空・自動車運送事業者等の事故等に関する対応、調整業務を3時間以内に開始する。
- 首都圏以外の鉄道の事故等に関する情報収集を3時間以内に開始する。
- 航空機の設計又は製造上の不具合が発見された場合に、当該不具合の改善等に係る指示通報を発行し、3時間以内に該当する航空機の所有者に連絡できる体制を整える。

【12時間】

- 全国の災害対応に必要な統一河川情報システムについては、不具合状況を確認し、その解消に必要な指示、調整を行う体制を12時間以内に整える。
- 首都圏以外のバスターミナル、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者の事故等に関する対応、調整業務を12時間以内に開始する。
- 北海道で災害、重大事故等が発生した場合については、12時間以内に情報収集・伝達、関係機関との連絡・調整を行う体制を整える。

【1日】

- 全国の海上災害への対応、港湾におけるテロ等保安業務を行う。

【3日】

- 首都圏以外で河川氾濫が発生した場合でも、災害復旧計画と上位の計画である河川整備基本方針・河川整備計画との調整を行う体制を3日以内に整える。
- 首都圏以外で災害により河川施設等の公共土木施設が被災した場合でも、応急復旧等をするために必要な予算についての調整を行う体制を3日以内に整える。

(2) 権利・財産の保全

【1日】

- 自動車登録検査業務電子情報処理システムの運用については、1日以内に保全・運用を図る。

【7日】

- 2,000 トン以上の油を輸送するタンカーについて、保障契約証明書の交付等の事務を行う。
- 電子調達や工事帳票管理等で使用する港湾情報処理ネットワーク(港湾 WAN)の通信状況等について関係部署等からの情報収集を行う。

4. 管理事務の実施

(1) 庁舎

□ 庁舎の構造体の点検など

大臣官房会計課庁舎管理室は、庁舎の構造体等の点検と、基幹設備（建築設備の主要部分及び幹線部分）及び配電線や配管等の損傷を確認し、ガラス処理、流出物処理、破損物交換等の応急処置を実施する。

□ 各執務室への立ち入り可否の表示

各課室を使用する職員は、各執務室の継続利用・入室可否を判断するため、点検マニュアル及び点検チェックリストに基づき、執務室の被害状況を確認した上で使用の可否を判断し、各執務室等の入口に表示する等により立ち入りの可否を明らかにする。

大臣官房会計課庁舎管理室は各課室からの要請を受けこれを支援する。

□ 各執務室の被害報告

各課室を使用する職員は、点検マニュアル及び点検チェックリストに基づき点検した結果を大臣官房会計課庁舎管理室に報告をする。

なお、特に緊急な対応が必要となる被害が発生している場合には、大臣官房会計課庁舎管理室に速やかに報告する。

□ 休憩室・仮眠室等の確保

各部局は、災害対応が長期化することも想定し、大臣官房会計課庁舎管理室とも連携して、休憩室・仮眠室等、休養が取れる空間を確保する。女性職員が安心・安全に利用できる男女別とする必要がある。部屋を分けられない場合は、パーテーション等により男女別とする。また、持病がある方等への配慮スペースを確保する。

□ 入退館管理のセキュリティー

大臣官房会計課庁舎管理室は、発災後の警備体制が整うまでの応急管理、発災後の館内の巡回及び入退館管理等の警備を行う。

□ 庁舎あっせん調整

災害対策本部は、庁舎使用不可となった場合の庁舎のあっせんについて政府緊急災害対策本部と調整するものとする。

(2) 電力の確保

□ 非常用発電設備の起動

大臣官房会計課庁舎管理室は、中央合同庁舎第3号館の商用電力供給が停止した場合、自動的に非常用発電設備が起動し、回路が切り替わったことを確認する。切り替わらない場合は、保守業者とともに速やかに点検し、早期の運転を可能にする。中央合同庁舎第2号館の状況は、管理官署である総務省大臣官房会計課庁舎管理室に確認する。

□ 使用可能確認

大臣官房会計課庁舎管理室は、中央合同庁舎第3号館の庁舎の防災上必要な負荷（消火設備、防災設備等）、継続すべき非常時優先業務を実施する上で必要な負荷について、非常用発電設備が通常使用電力量の半分程度であることを踏まえた上で、使用が可能であるかを確認する。中央合同庁舎第2号館の状況は、管理官署である総務省大臣官房会計課庁舎管理室に確認する。

中央合同庁舎第2号館14階防災センターについては、災害対策本部にて全ての機器について通常どおりの使用が可能であるかを確認する。

(3) 排水機能

□ 大臣官房会計課庁舎管理室は、中央合同庁舎第3号館の排水管からの漏水等による二次災害を防止するため、下水道及び排水管の健全性が確認されるまでは、便所、給湯室等の使用禁止の措置を講じる。中央合同庁舎第2号館の状況は、管理官署である総務省大臣官房会計課庁舎管理室に確認する。

(4) 空調機能

□ 大臣官房会計課庁舎管理室は中央合同庁舎第3号館の空調機能が確保されているかを確認する。中央合同庁舎第2号館の状況は、管理官署である総務省大臣官房会計課庁舎管理室に確認する。

- 大臣官房会計課庁舎管理室及び各課室は、ライフラインが復旧し、安全が確保されるまでの間、中央合同庁舎第3号館及び中央合同庁舎第2号館内の冷房・暖房は運転しない。
- 業務継続上、空調が必要な機器（サーバ等）がある各課室において、使用する職員は、当該機器の空調機能が確保されているかを確認する。
- 不具合等があった場合、大臣官房会計課庁舎管理室及び各課室は、保守業者とともに速やかに点検し、早期の運転を可能にする。

（５）エレベーター機能

- 大臣官房会計課庁舎管理室は、中央合同庁舎第3号館のエレベーター機能が確保されているかを確認する。中央合同庁舎第2号館の状況は、管理官署である総務省大臣官房会計課庁舎管理室に確認する。
- 地震管制等により停止した場合には、保守業者による機械室及び昇降路の点検終了後、運用を再開する。
- 閉じ込めがあった場合は、保守業者と連携して救出に向けた対応に着手するとともに、閉じ込められた者に対して救出目途やかご内に非常食等が入った非常用キャビネットが設置されている等の情報提供を行う。

（６）通信

① 電話設備

- 大臣官房会計課庁舎管理室は、中央合同庁舎第3号館及び中央合同庁舎第2号館（国土交通省入居部署のみ）の電話設備及び発信が優先される「NTT災害時優先電話」が使用可能であることを確認し、障害があれば、保守業者又はNTTへ復旧を依頼する。
- 大臣官房技術調査課電気通信室は、その間、専用無線通信網（自営線～公衆線接続）を介して、他地整や他事務所から公衆網への電話連絡を確保する。

② 専用無線通信網と光ファイバ網

- 大臣官房技術調査課電気通信室は、中央合同庁舎第2号館及び第3号館における無線鉄塔、通信機械室等の臨時点検を行い、被災状況調査を行う。
- 通信回線に被災が発生した場合には、被災箇所を特定し、代替ルートの設定等により機能の復旧を図る。

- 機能の復旧ができない場合は、関東地方整備局と連携して必要な人員を確保したうえで、衛星通信車等の派遣を行い通信の確保（応急復旧）を行うとともに関東地方整備局と連携して必要な技術者、資材等を確保し早期に回線の本格復旧を図る。

③ 行政情報システム

- 行政情報化推進課は、各種機器等の不具合を点検し、障害があれば、保守業者に被災箇所の特定及び復旧を指示する。

（７）職員あっせん調整

- 各局総務担当課は、自動集計システムにより職員の参集可能状況を確認し、非常時優先業務を行うために必要な人員が確保できない場合は、その人数を大臣官房人事課へ報告する。
- 大臣官房人事課は大臣官房長へ報告し、大臣官房長は緊急災害対策本部へ必要人員の報告を行う。
- 緊急災害対策本部は、政府緊急災害対策本部にあっせん要請を行い、必要な人員の確保を行う。

（８）公用車運行事務

- 大臣官房秘書室は、災害時における緊急車両の運行が行えるよう、発災時に車両の被害状況の確認、運転手の確保を行う。

（９）事務用品の保守

- 各局参集要員は、災害時に必要となるコピー機、FAX について確認を行い、修理が必要な場合は、各局各課室から、状況に応じ事務用品等の保守・点検を委託業者に指示するものとする。

（１０）契約・支払事務、公印管理

- 各局等契約担当課は緊急的に必要な工事、調査等に係る契約事務の処理を行うものとし、各局等支払担当課は社会的に影響を及ぼす可能性のある支払の実施を行うものとする。大臣官房総務課は、大臣等の官印及び省印を保管し、緊急的な施行が必要な文書の公印審査を行うものとする。

（１１）Web サイトによる配信

- 大臣官房広報課は行政関連の災害情報等の必要な情報について Web サイト等による配信が可能な状態を確保すること。

5. 業務継続計画の発動、復帰基準

東京23区内において、震度6強以上の地震が発生した場合、本計画は直ちに発動するものとする。

本計画発動後、緊急災害対策本部は、非常体制から通常業務体制への復帰が相当であると判断したときは、各部局に対してその旨の指示を行うものとする。各局は、通常体制への復帰の指示を受けたときは、非参集要員に対してその旨の連絡を行う等、通常体制への復帰を行う。

6. 発災時の記録

首都直下地震が発生した場合の非常時優先業務及び管理事務に係る対応については、適宜記録を残すものとする。記録においては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう努める。

第3章 業務継続への備え

1. 非常時優先業務及び管理事務の抽出

首都直下地震発生時における対応として、「国土交通省防災業務計画」、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（中央防災会議幹事会）等で定められている最優先で取り組むべき業務について、想定災害の発生後、業務停止による社会への影響度を評価する業務影響分析を行い、非常時優先業務を抽出する。

業務影響分析として具体的には、業務が停止した場合に、国民、社会経済活動に、どのように影響を与えるかを地震の発生からの経過時間（1, 3, 12時間、1, 3日、1, 2週間）ごとに以下のレベルⅠ～Ⅴで評価を行う。

レベルⅠ：影響は軽微～

その時点で復旧していなくても目立った支障や不便はなく、社会的影響はわずかなレベル

レベルⅡ：影響は小さい～

若干の社会的影響があるレベル（復旧準備を始める必要が生じるレベル）

レベルⅢ：影響は中度～

国民生活上の不便、法定手続の遅延、契約履行の遅延などの社会的影響が発生するレベル（真剣に復旧対応を行うべきレベル）

レベルⅣ：影響は大きい～

法令違反、重要な法定手続の遅延等の相当の社会的影響が起こることが予想されるレベル

レベルⅤ：影響は極めて大～

人命に関わること、深刻な安全・治安の問題、大多数の被災者困窮等の甚大な社会的影響が発生するレベル

2週間以内にレベルⅢ以上の影響となる業務を非常時優先業務として抽出する。

抽出した非常時優先業務は、情報収集体制の確立や省の災害対策本部活動、復旧準備と技術支援等、地震発生によって生じる直接的な対策業務である「首都直下地震応急対策業務」と、首都直下地震発生の有無にかかわらず存する国民の生命の安全、権利、財産の保全に係る許認可業務等の「一般継続重要業務」に分ける。

また、非常時優先業務を実施する上で必要となる組織管理・庁舎管理、職員の安否確認、通信手段の確保、支払事務・契約事務等の管理事務について定める。

非常時優先業務及び管理事務については、参集予測による参集可能人員等

を踏まえ精査を行う。

2. 関係機関との連携体制の確立

各部局各課室においては、関係機関との必要な連携体制が確立するよう、非常時優先業務及び管理事務の関係機関を整理し、関係機関との連携内容や非常時の連絡体制等を確認・整理しておくとともに、関係機関に対して自身の連絡先・連絡手段等を共有しておく。

業務の継続性を確保するためには、関係機関（地方支分部局などを含む）及び民間事業者等からのインプットに依存する業務はその依存状況を把握しておくことが求められ、その上で、設定する目標時間までに目標レベルに到達できる体制を依存先が確保できるかどうかについて確認する。

3. 執行体制

（1）参集要員の指定

各部局各課室においては、非常時優先業務及び管理事務を行う職員に限らず、近傍に居住し、参集できる職員も含め、参集要員に指定し、参集要員の名簿を作成する。また、参集予測による参集可能人員を把握する。名簿及び参集可能人員は人事異動等を反映して更新する。参集要員に対しては、人事異動や訓練の際に、参集方法や非常時優先業務及び管理事務に関する周知を実施する。

また、以下の事項について、あらかじめ準備する。

- ・災害対応が長期にわたることを想定したローテーション（交代要員）体制
- ・特別な知識や技能、資格を有する職員が参集不可能な場合の措置
- ・さらに過酷な状況として、初動期に参集予測による参集可能人員を大きく下回る状況での対応を想定し、優先度の高い業務について担当外での対応を可能とする対策（応援職員の指定、手順書作成）。
- ・テレワークを活用した初動体制の構築及び平時からのテレワーク活用
- ・登庁が困難な職員のための対策（テレワークの活用等）
- ・個人ごと家庭ごとに様々な事情や背景をもつことから、職員本人の意見を踏まえる等の配慮

（２）権限委任

地震の発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するためには、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統が確立されることが重要である。責任者が不在の場合も適切に意思決定がなされるように、予め部局長に係る権限委任を行うことを基本とする。なお、災害対応時には本来の責任者による的確な意思決定が重要であるため、不在となる部局長等は、権限委譲後も事の重大さに応じて、迅速に本来の指揮命令系統に復帰できるよう努める。

＜権限委任の考え方＞

- ・ 連絡が取れない場合は、意思決定に係る権限は、別途定められている場合を除き、予め定めた順序で自動的に委任されるものとする。

4. 執務環境の整備

4-1. 庁舎の耐震安全化等

本省庁舎である中央合同庁舎第3号館は、建物に作用する地震力を低減させる免震構造、第2号館は、地震による揺れを減衰させる制振構造となっており、いずれも高い耐震性能が確保されている。

想定する震度6強の地震動では、設備等を含め大きな被害はなく、人命の安全確保上問題となる庁舎に関する支障は生じないと考えられる。

4-2. 電力、ガス、上水道、通信・情報システム等の確保

(1) 電力

中央合同庁舎第3号館及び中央合同庁舎第2号館は、燃料補給なしで1週間の連続運転が可能な非常用発電設備を設置済みである。

大臣官房会計課庁舎管理室は、中央合同庁舎第3号館の非常用発電設備について、非常時優先業務及び管理事務を1週間程度継続するために必要な燃料を日頃から確保する。なお、非常時優先業務の実施に必要な全てのコンセントは非常用発電設備につながっている。

また、中央合同庁舎第2号館の非常用発電設備は、管理官署である総務省大臣官房会計課庁舎管理室が担当になるため、大臣官房会計課庁舎管理室は、運用時の供給制限及び連絡体制の確認を行い、各部局に周知する。

(2) ガス

首都直下地震発生時におけるガス供給については、高圧ガス及び中圧ガスはガス導管の耐震性が高いこと等から継続的に供給される可能性が高いものの、低圧ガスは安全装置によりガスの供給が中断する可能性があることとされていることから、大臣官房会計課庁舎管理室は、中央合同庁舎第3号館内のガス関連設備について、事前に供給形態（中圧又は低圧）や館内の配管の耐震性等を確認し、必要な対策を行う。

また、中央合同庁舎第2号館のガス関連設備は、管理官署である総務省大臣官房会計課庁舎管理室が担当になるため、大臣官房会計課庁舎管理室は、運用時の供給制限及び連絡体制の確認を行い、各部局に周知する。

(3) 上水道

断水は1週間継続すると想定されていることから、大臣官房会計課庁舎管理室は、中央合同庁舎第3号館の上水道設備について、発災時の利用用途を確認し、用途別の配分を計画するとともに、館内の貯水槽や配管等の耐震化及び必要となる水の量を削減するため、飲料水の備蓄、災害用トイ

への確保を行う。

また、中央合同庁舎第2号館の上水道設備は、管理官署である総務省大臣官房会計課庁舎管理室が担当になるため、大臣官房会計課庁舎管理室は、運用時の供給制限及び連絡体制の確認を行い、各部局に周知する。

(4) 通信

① 電話設備

電話設備については、大臣官房会計課庁舎管理室及び大臣官房総務課が連携して担当する。

「NTT災害時優先電話」は、“発信”が一般電話に比べ優先されるものであり、“受信”が優先されるものではないことに留意し、これを活用する。

② 専用無線通信網と光ファイバ網

専用無線通信網と光ファイバ網については、大臣官房技術調査課電気通信室が担当する。

国土交通省の情報通信を担う統合通信網は、専用無線通信網と光ファイバ網という異なったメディアを組み合わせた通信網を整備している。また、本省～地方整備局間の防災情報設備を接続し、ＣＣＴＶ映像等を共有する体制を整えると共に、ネットワーク化した地方自治体に対しては関連する災害情報やＣＣＴＶ映像等を提供している。なお、障害発生時においても業務に必要な機能が確保できるよう、統合通信網を構成する伝送装置や防災情報設備等を冗長化するとともに保守業者とともに、迅速に復旧を図る。

(5) 行政情報システム

行政情報システムについては、行政情報化推進課が担当する。

① 蓄積データ（省、局、課等）のバックアップ

現在、職員が作成したデータは、各職員が利用しているクライアントＰＣの記憶域の他、ファイルサーバにおいて局、課ごとに領域を割り当てて保存を行っており、ファイルサーバに保存されたデータについては、バックアップをとっている。蓄積データとバックアップデータの同時被災を回避するため、バックアップデータは遠隔地にも保管している。なお、障害発生時には、保守業者に指示をし、迅速に復旧を図ることとする。

また、各職員においては、非常時優先業務を実施する上で必要となる情報を、クライアントＰＣの記憶域や外部記憶媒体にバックアップとして予め保存しておき（国土交通省情報セキュリティポリシーに留意）、それらが失われたときには、バックアップを

活用し、業務を継続する。

② メールシステム

メールサーバは、遠隔地でのバックアップ（国内2拠点化）を実施していることから、一方で障害が発生した場合であっても利用可能である。また、主要な通信回線について冗長化を図っている。なお、障害発生時には、保守業者に指示をし、迅速に復旧を図ることとする。

③ インターネット環境

インターネットを利用するための機器は、遠隔地でのバックアップ（国内2拠点化）を実施していることから、一方で障害が発生した場合であっても利用可能である。

事業者回線との接続については、複数の回線で接続し、冗長化を図っている。なお、障害発生時には、保守業者に指示をし、迅速に復旧を図ることとする。

（6）広報システム

広報システムについては大臣官房広報課が担当する。

ウェブサーバは、クラウドシステムで複数のリージョンにおいて運用しており、バックアップ（拠点複数化）を実施している。また、ソーシャルメディアを活用した広報を実施する体制を確保する。

（7）什器転倒対策

各課室においては、地震時における負傷者防止対策と国土交通省の業務継続の両方の観点から、什器の固定、出入口付近の重量物の転倒対策、避難経路となる通路の通行を阻害する物品の撤去を行い、その状況を常に確認する。

大臣官房会計課庁舎管理室は、年に1回行っている防災管理点検の結果を踏まえ、各部局に改善箇所を指摘し、各部局の責任で改善されているか実施状況の確認を行う。

具体的な対策の実施に当たっては、以下の資料を参考とするようにする。

「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」東京消防庁

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/hp-bousaika/kaguten/handbook/index.html>

（8）エレベーター

大臣官房会計課庁舎管理室は、中央合同庁舎第3号館のエレベーター設備について、耐震補強、停止時の早期復旧のための保守業者による体制確保、閉じ込め時の救出方法の確認等、必要な対策を行う。

また、中央合同庁舎第2号館のエレベーター設備は、管理官署である総

務省大臣官房会計課庁舎管理室が担当になるため、大臣官房会計課庁舎管理室は、耐震補強、停止時の早期復旧のための保守業者による体制確保、閉じ込め時の救出方法の確認等、必要な確認を行い、各部局に周知する。

4-3. 下水道被災を踏まえた対応

下水道の利用支障は1ヶ月継続すると想定されていることから、大臣官房会計課庁舎管理室は、中央合同庁舎第3号館の災害用トイレの運用について、災害用トイレの備蓄を行うとともに、災害用トイレ運用等マニュアルを定め、重要性等について共通認識として各部局に周知する。

また、中央合同庁舎第2号館の災害用トイレの運用は、管理官署である総務省大臣官房会計課庁舎管理室が担当になるため、大臣官房会計課庁舎管理室は、運用方法及び連絡体制の確認を行い、各部局に周知する。

なお、仮設トイレの調達など携帯トイレ及び簡易トイレ以外の対策は、防災課と大臣官房会計課庁舎管理室が連携して行う。

4-4. 物資等の確保

首都直下地震発生時に参集要員をはじめとする職員が非常時優先業務等を実施できるよう、また勤務時間内に発災した場合にも備え、女性の視点や障害者等の多様なニーズを踏まえて、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日間分の食料、飲料水、医薬品、女性用品、毛布、簡易トイレを備蓄する。

また、来庁者についても、少なくとも3日間とどまることができるよう備蓄を行う。

さらに、発災時の職員の閉じ込め等の事態に備えるため、救助用資機材等の常備を行う。

コピー用紙やトナー等も各局にて備蓄すると共に、災害時には通常業務での使用を極力控え、備蓄している用紙等を災害対応に回すなど弾力的な運用を実施する。

大臣官房会計課庁舎管理室は、以下の備蓄を行う。

- 食料、飲料水、簡易トイレ、毛布

大臣官房福利厚生課は、以下の備蓄を行う。

- 医薬品、女性用品（生理用ナプキン等）

大臣官房会計課庁舎管理室及び福利厚生課は、以下の常備を行う。

- バール、ジャッキ、担架等救助に必要な資機材

- AED（自動体外式除細動器）

4-5. 廃棄物の処理

委託業者による廃棄物処理が1週間後から1か月後までは実施できなくなることが想定されるから、大臣官房会計課庁舎管理室は、中央合同庁舎第3号館で発生する紙ごみ等廃棄物の一時保管場所、移動方法、衛生管理、「し尿」廃棄物の一時保管場所、臭気対策、職員の感染症対策の運用について災害時の廃棄物処理等運用マニュアルを定める等、必要な対策を行う。

また、中央合同庁舎第2号館の廃棄物処理等の運用は、管理官署である総務省大臣官房会計課庁舎管理室が担当になるため、大臣官房会計課庁舎管理室は、運用方法及び連絡体制の確認を行い、各部局に周知を行う。

なお、委託業者による廃棄物処理の対策は、防災課と大臣官房会計課庁舎管理室が連携して行う。

4-6. その他

(1) 帰宅困難者

災害が発生した場合の中央合同庁舎第3号館庁舎内の来訪者及び庁舎外に存する帰宅困難者等に対する対応については、大臣官房会計課庁舎管理室は、国土交通省の第一の役割は非常時優先業務の適切な実施であることを基本として、地域の一員としての国土交通省による共助の取組の観点から、受入方法や支援について帰宅困難者受入対応マニュアルを定める等、必要な対策を行う。

(2) 負傷者の救護

地震の発生時の負傷者救護については、国土交通省消防計画及び自衛消防活動マニュアルに基づき対応するものとするため、大臣官房会計課庁舎管理室は、共通認識として各部局に周知する。

また、大臣官房福利厚生課は必要な救護用品を確保し、適宜関係部署に配分等を実施する。

(3) 各個人における業務継続への取り組み

地震の発生を想定して職員各自で必要なもの、例えば、がれき等が散乱する中を帰宅する際に長時間歩くための靴（スニーカー）や飲料水、日常的に服用している薬等について、各自で用意を行うことを推奨する。

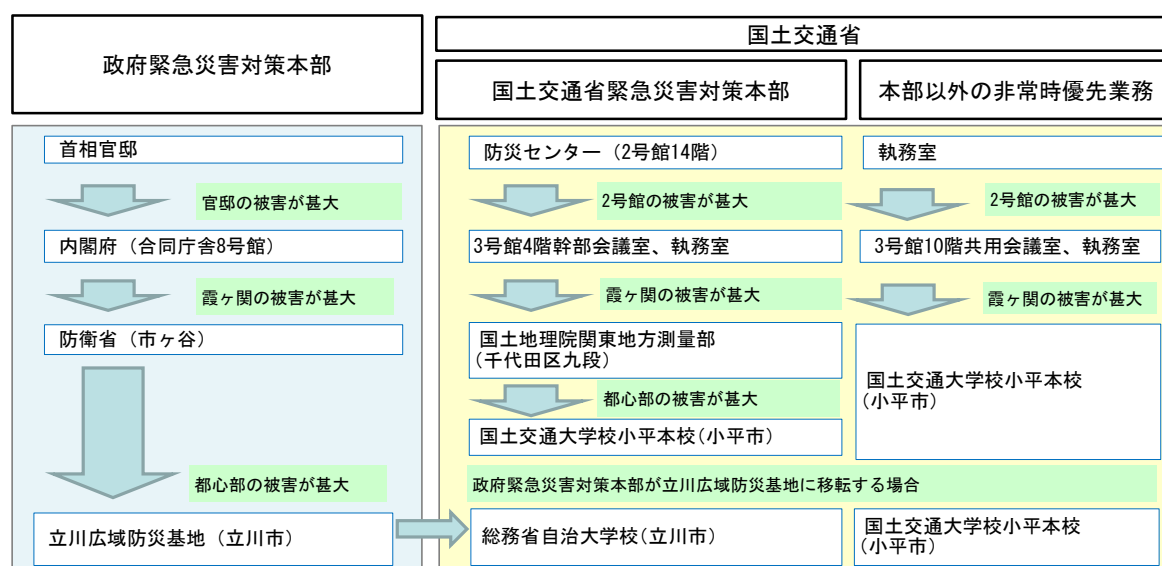
第4章 代替庁舎

1. 代替庁舎の場所

本計画では想定災害を東京湾北部地震としたが、中央防災会議ではこの地震も含め、18タイプのM7クラスの地震を想定している。また、1923年の関東大震災（M7.9、死者・行方不明者10.5万人）クラスの見溝型地震は、その発生周期が200～300年であり、当面発生する可能性はほとんどないため想定災害とはされていない。

しかし、災害対策本部の活動拠点は、国土交通省の災害対応の基礎として重要であることから、現時点では予見できない不測の事態に備え、庁舎使用不能時の国土交通省緊急災害対策本部のバックアップ施設を中央合同庁舎第3号館幹部会議室、国土地理院関東地方測量部（千代田区九段）と国土交通大学校小平本校（小平市）の3箇所を指定する。また、政府緊急災害対策本部が立川広域防災基地（立川市）に移転した場合を想定し、総務省自治大学校（立川市）を指定する。

国土交通省緊急災害対策本部以外の非常時優先業務のバックアップ施設として、中央合同庁舎第3号館10階共用会議室、国土交通大学校小平本校（小平市）を指定する。



2. 代替庁舎への移転（移転・復帰基準等）

国土交通省緊急災害対策本部は、中央合同庁舎第2号館の点検の結果、被災等により使用不能と判断した場合、中央合同庁舎第3号館（4階幹部会議室と執務室）へその機能を移すものとする。なお、その機能を移さない場合においても、緊急災害対策本部会議について、執務環境の状況等か

ら適切と判断した場合は、中央合同庁舎第3号館4階幹部会議室において開催することとする。中央合同庁舎第3号館の点検の結果、使用不能であることが判明した場合は、国土交通省代替庁舎移転マニュアルに基づき1.の優先順位のとおりその機能を移すものとする。代替庁舎への移動手段（徒歩・公用車等）・移動ルートは、被災状況や通行規制等を踏まえ、安全性・利用可能性・所要時間を考慮して選定する。使用が想定される公用車については、緊急通行車両等の事前届出を行っておくこととする。公用車及び公用車の燃料供給については、必要に応じて内閣府によるあっせんを検討する。

また、政府緊急災害対策本部が立川広域防災基地（立川市）に移転する場合は、上記によらず国土交通省緊急災害対策本部は総務省自治大学校（立川市）に、本部以外の非常時優先業務は国土交通大学校小平本校（小平市）へ移転するものとする。

なお、代替庁舎への移転後、復旧の状況等を踏まえ、可能な限り早急に中央合同庁舎第2号館への復帰を目指す。

3. 代替庁舎における執務環境の確保

代替庁舎において国土交通省緊急災害対策本部の機能が速やかに発揮できるよう、代替庁舎におけるレイアウトをあらかじめ決めておくとともに、必要な機材・通信環境・備蓄等の整備を進める。

第5章 継続的改善

1. 業務継続力の向上

業務継続計画を実効性のあるものとするため、教育、訓練の実施計画や執行体制、執務環境に係る改善計画を定め、訓練や計画の実行等を通じて、その問題点を洗い出し、課題の検討を行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていく。

① 計画の策定と更新（PLAN）

後述「④計画の見直し（ACTION）」の結果を踏まえ、業務継続計画を実効性のあるものに改定を行う。

② 訓練や計画の実施（DO）

業務の継続性を確保するためには、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つこと、すなわち「文化」として平時の業務の中にも定着させていくことが大切である。このため、実動体制を平時から想定させること、地震の発生後の施設等の機能を周知させることを目的とした訓練を定期的に実施する。

また、日常からの訓練が不可欠であり、基礎知識を与える教育のほか、机上訓練や、意思決定訓練、徒歩参集訓練、安否確認訓練、システム稼働訓練、対策本部設営訓練、業務資源に制約を課した非常時優先業務実施訓練、代替庁舎移転訓練、広報訓練など、様々な訓練、定期点検等を実施する。

（例）地震防災訓練／徒歩参集訓練／非常用発電設備稼働訓練／防災通信訓練、情報伝達訓練／災害情報図作成訓練／強制停電訓練／定期停電点検／業務継続計画に関する講演会・セミナー／その他の臨時の業務実施方法への移行手順について訓練

③ 課題の検討と点検（CHECK）

地震発生訓練時に収集される情報や、各組織の対応については、訓練時及び訓練が終了した後、適切に記録を残すものとする。記録においては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするよう心がけ、これらの記録をもとに、より良い対応が行えるよう改善を図る。また、実際の地震災害が発生した場合でも、訓練と同様に情報収集・記録整備を行い今後の対応の改善に活かすようにする。その他、訓練の反省等を通し、必要となった物品については、必要量を検討し、

予め確保を行う。

④ 計画の見直し（ACTION）

「③課題の検討と点検（CHECK）」において課題とされた事項について改善を図るとともに、必要となった物品の確保を行い、計画の見直しを行う。

また、政府の業務継続計画の策定や改定、国土交通省防災業務計画の改定等が行われた場合、必要に応じて「国土交通省業務継続計画」の見直しを行う。

また、中央防災会議の被害想定の見直し、政府の業務継続計画の改定、国土交通省防災業務計画の改定等が行われた場合や、災害に関する経験、対策の積み重ね、省内外の状況の変化等により、随時、本計画の見直しを検討し、必要な修正を加える。本計画の見直し・修正を通じて、必要があると判断した場合には、国土交通省防災業務計画についても見直しの対象とする。

2. 人事異動における引継ぎ

業務継続に係る対応レベルを維持するため、人事異動があった場合には、異動後速やかに新任者等に必要な引継ぎ等を行う必要がある。

新任者等への教育・訓練については、対象職員が発災時に本計画に基づきどのような行動を取るべきか、予めどのような事を知り、備えるべきかといった事項を明確にし、実際の災害が起きた場合にすぐに所要の行動を取ることができるようにする。

業務継続に重要な役割を果たす幹部職員に異動があった場合には、組織内の業務継続担当者等が、異動後即座に当該幹部職員に対して必要な説明等を行う。